

取組と目標に対する自己評価シート（サービス見込み量）

年度

令和5年度

後期（実績評価）

実施内容

- ・地域包括ケア見える化システムを活用した定期的なモニタリング
- ・多職種合同ケアカンファレンス（自立支援のための地域ケア会議）の開催
地域包括支援センターが新規で契約した全ケースについてモニタリングする
リハビリ職や生活支援コーディネーター等の多職種による事例検討により、プランを作成する地域包括支援センターの全職員の意識付けを行う。
- ・元気アプリハビリ、マイリハ（総合事業C型）の活用
通所サービスの提供にあっては、第1選択を短期集中サービス（元気アプリハビリ）とし、期限と目標を明確にしたサービス提供とする。また、元気アプリハビリの利用者ニーズを把握し、よりよいサービス提供となるよう改善を図った。訪問サービスのマイリハの活用を促す。

自己評価結果

順調に実施できている

- ・多職種合同ケアカンファレンス 年24回開催
- ・要支援者の通所訪問サービス全利用者に占めるC型サービスの利用割合（通所17.5%、訪問7.8%）

課題と対応策

・本市のサービス利用状況については、医療系サービス（訪問看護、通所リハ、老人保健施設等）が充実していることから、全国平均より利用率が著しく高い。予防給付費は目標の範囲内の伸びに収まっていることから、このこと自体は課題とは考えていない。

本市の資源の強みと弱みを生かしながら、どのあたりが適切な給付量なのかを見極めることが難しいと感じている。本市の状況把握を引き続き行い、課題解決に向けて取り組む必要があると考える。

要介護認定率がこの数年上昇しているが、分母となる高齢者数の伸びが鈍化したことに伴う上昇と考えている。今後は、本市は中重度の施設入所率が高いという課題に対し、在宅生活の限界点がどこにあるのか、どうしたら高めることができるのかを明らかにしていく必要があると考えており、令和4年度に在宅生活改善調査を実施し、令和5年度には関係者へのヒアリングを行い課題を把握したため、その解決に向けて引き続き各種施策や事業を行っていく。

取組と目標に対する自己評価シート（自立支援型ケアマネジメント）

年度	令和5年度
----	-------

後期（実績評価）

実施内容

自立支援・重度化防止のための施策

- 1 基本理念の徹底 ①多職種合同ケアカンファレンス
 ②多職種人材育成事業
- 2 リエイブルメント ①自立支援型ケアマネジメント
 ②リハビリテーション提供体制の強化
- 3 セルフマネジメント ①高齢者の保健事業と介護予防の一体実施
- 4 地域の資源発掘と多様な参加の場づくり
 ①生活支援コーディネーター
 ②多様な資源を活用した通いの場の充実
 ③高齢者の就労的活動の場の創出
- 5 効果的な介護予防事業の構築
 ①介護予防評価事業

自己評価結果

順調に実施できている

- ・多職種合同ケアカンファレンス 年24回開催
- ・要支援者の通所・訪問サービス全利用者に占めるC型サービスの利用割合（通所17.5%、訪問7.8%）
- ・要支援認定者の1年後重度化率 （要支援1 24.2%）

課題と対応策

専門的なサービスを終了し、元の暮らしに戻った利用者（卒業した人）がその後も状態を維持しているかどうかは、現時点では「要介護認定の区分変更がなされていないこと」しか評価できない。そのため、令和4年度において「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を悉皆調査で実施し、71%の回答を得たところ。引き続きニーズ調査の追加分析や介護予防事業等の参加者データとの横断分析重度化を引き起こす要因分析を行う予定。具体的にはC型の利用者の効果検証をしていく。

取組と目標に対する自己評価シート（適正化）

年度

令和5年度

後期（実績評価）

実施内容

・要介護認定の適正化

要介護認定適正化事業「業務分析データ」を活用し、本市の要介護認定にかかる調査項目判定の特徴を把握し、指導内容を認定調査員と共有し意識づけを行った。適切かつ公平な要介護認定の確保のため、県内認定調査については、ほぼすべて市の調査員が実施、調査員の定期的な勉強会を行う、調査員同士で互いの調査票を確認するなど適正化を図った。

・ケアプラン点検

多職種合同ケアカンファレンスの事例提出のための事前指導（毎月2回）を通じて、ケアマネジメントの質の向上に取り組んだ。

また、給付適正化システムから出力された対象者のケアプラン点検を163件実施した。

・住宅改修等の点検

住宅改修及び福祉用具購入について全件の書類審査を実施し、必要に応じて訪問による確認も行うことで、給付適正化を図った

・医療情報との突合・縦覧点検

医療保険情報の突合点検・介護報酬支払情報の縦覧点検を実施し、重複請求等あれば事業者へ請求の訂正等を指導した

・介護給付費通知

介護給付情報を受給者へ書面にて通知（3か月に1回）し、適切なサービス利用を促すことで、給付適正化を図った

自己評価結果

順調に実施できている

課題と対応策

・本市の要介護認定適正化事業の分析によると、調査項目のいくつかは全国値からの外れ値が存在する（拘縮、短期記憶等）なぜこのような外れ値が生じるのか、引き続き定期的な調査員への指導により状況の確認と判定の均一化を図っていきたい。

・多職種合同ケアカンファレンスの事例提出のための事前指導（毎月2回）を地域包括支援センターが中心となって実施することで、地域包括支援センターによるケアマネジメント支援の体制が強化された。

・適正化システムより出力された対象者のケアプラン点検を行うことで、適切な給付であるか確認ができ、ケアマネジャーの考えを把握したうえで、保険者としての考え方を伝えるきっかけとなった。